令和７年度 労働環境モニタリングの実施結果について

１　目的

指定管理者制度導入施設において、その業務が適正な労働環境の下に行われることにより、従事者一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、公共サービスの質の向上が図られることについて、区、事業者、従事者が共通認識を持つとともに、必要に応じて事業者に改善を促すために、労働環境のモニタリング調査を行った。

２　調査対象

（１）施　設　名　　新宿区立本塩町児童館

（２）指定管理者　　株式会社ポピンズエデュケア

３　調査期間

（１）書類確認～現地調査ヒアリング

令和７年７月 23 日（水）～令和７年９月 18 日（木）

（２）評価結果表作成～改善提案～報告書提出

令和７年 10 月２日（木）～令和８年１月 30 日（金）

４　調査等の方法

社会保険労務士に委託して、以下の（１）～（３）の調査及び（４）の助言を行った。（４）に基づき、社会保険労務士とともに（５）のフォローアップを行った。

（１）書類確認・事前質問シート

就業規則、賃金規程、賃金控除に関する協定書等労働者代表との各種協定の内容などにより、基本的な勤務条件を確認した。

その上で、労働者名簿等法律で整備が義務付けられている個々の労働者に係る帳簿や社会保険加入手続書類等を確認し、必要な手続が適切になされているか、必要書類が適切に整備されているかなどを確認した。

さらに、出勤状況や賃金支払状況を確認し、賃金計算、支払が適正に行われているか確認した。

（２）団体管理部門ヒアリング

団体管理部門への面接を行った。

（３）現地調査

施設長・従業員への面接及び職場環境の整備状況の確認を行った。

（４）調査結果のまとめと改善案の提示

上記（１）～（３）の調査結果を各事業者に伝え、必要があればその改善方法の助言を行った。

（５）フォローアップ

改善案に基づく改善計画について、事業者が改善に着手したことを確認した。

5　モニタリングの視点

（１）労働条件に関する事項

就業規則が適正に作成され、労働者に周知されているか。労働条件は労働者に明示されているか。

労働時間が適正に管理されているか。休暇、休日・休憩時間、年次有給休暇が適正に付与されているか。

時間外・休日労働が36協定の範囲内で対応されているか。業務災害への対策が適正に行われているか。

法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）及びその他労働関係に関する書類が適正に整備・保存されているか。賃金の計算・支払が適正に行われているか。

（２）安全衛生に関する事項

安全衛生管理体制が適正に整備されているか。健康診断・ストレスチェックが適正に実施されているか。

衛生管理者等に安全・衛生（メンタルヘルスケア）教育が行われているか。受動喫煙対策が行われているか。

（３）社会保険に関する事項

労働保険・社会保険の加入手続及び申告が適正に行われているか。

（４）下請先への要請

再委託先と適正な金額で契約されているか。再委託先の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、再委託先に要請等が行われているか。

（５）労働環境を更に向上させる取組

休暇取得促進、育児・介護休暇、勤務時間短縮制度等の措置が講じられているか。ハラスメントを予防し、働く意欲を向上させる取組が行われているか。

6　主な指摘事項及び改善内容の概要

主な指摘事項	改善内容
評価項目１：労働条件に関する事項 ・契約社員等就業規則に通勤手当以外の手当の規定がない。契約社員に支払われる手当について就業規則に記載し、過半数代表者の意見書を添え届け出ること。	・該当の諸手当をすべて記載した就業規則に、令和８年１月１日付で変更した。
・最新（令和７年４月１日改定）の就業規則について、意見聴取又は過半数代表者の意見書が確認できなかった。速やかに意見書を添え届け出ること。	・就業規則を意見書とともに渋谷労働基準監督署に提出した。

・雇用契約書の勤務地（就業の場所）が 1 か所しか記載していなかった。2 か所以上の勤務地も記載できるよう、様式の変更を行うこと。	・複数施設を兼務する雇用契約について、雇用契約書の勤務地欄に複数施設名を記載し、改めて契約を締結した。給与管理システム上では複数登録ができないため、今後は手書きで追記する。
・雇用契約書の休日欄に「国民の祝日」と記載されているが、休日はシフトで指定されていた。記載方法を改めること。	・休日欄に「シフト制で勤務する場合、休日は土日と国民の祝日の合計日数とし、勤務シフト表に予め計画する」と追記し、改めて契約を締結した。
・契約社員等就業規則に管理監督者についての規定がない。管理監督者として扱う者の定義や範囲、取り扱いなどについて明確にし、周知を行うこと。	・契約社員等就業規則で管理監督者と一般従業員の区分を明確に規定した。また、人事給与制度を改定し、管理職としての処遇と制度の整合性を適切に図り周知を令和８年１月に行った。
・年末年始について、年次有給休暇の計画的付与と特別休暇期間の関係が煩雑で運用に混乱が生じていた。両者の関係を整理して付与ルールを明確にし、周知を行うこと。	・休暇の区分を明確化し、計画的付与の労使協定を改めて締結した。そのうえで周知を行っている。
・一斉休憩の適用除外に関する労使協定が締結されていない。該当の労使協定を締結すること。	・従業員に説明の上、労使協定を締結した。
・賃金台帳の賞与欄には支給項目に表示されていない項目があった。項目表示方法を見直すなど、書式の修正を行うこと。	・Excel で賞与も含め支給項目を全て表示した賃金台帳を追加で作成した。
評価項目２：安全衛生に関する事項 ・同一法人内の他の事業場ではストレスチェックが実施されているが、50 人未満という理由でストレスチェックが行われていなかった。50 人未満の事業場でもストレスチェックを行うこと。	・該当施設の従業員に対し、令和 7 年 12 月 22 日にストレスチェックを実施した。今後も継続して実施する。
評価項目３：社会保険に関する事項 ・指摘事項なし	

評価項目４：下請先への要請 ・指摘事項なし 評価項目５：労働環境を更に向上させる取組 ・障害者雇用率が達成されていない。法定雇用率達成のため、具体的な計画を策定すること。	・障がい者就労支援企業との連携によりサテライトオフィスにてスタッフ雇用を開始した。また、ハローワークと連携し特別支援学校の実習生受け入れや全従業員に対する障害者手帳保有状況の確認などを行い、不足を充足する取り組みを継続する。

令和７年度 労働環境モニタリングの実施結果について

１　目的

指定管理者制度導入施設において、その業務が適正な労働環境の下に行われることにより、従事者一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、公共サービスの質の向上が図られることについて、区、事業者、従事者が共通認識を持つとともに、必要に応じて事業者に改善を促すために、労働環境のモニタリング調査を行った。

２　調査対象

（１）施　設　名　　新宿区立西新宿児童館

（２）指定管理者　　ライクキッズ株式会社

３　調査期間

（１）書類確認～現地調査ヒアリング

令和７年７月 23 日（水）～令和７年９月 18 日（木）

（２）評価結果表作成～改善提案～報告書提出

令和７年 10 月２日（木）～令和８年１月 30 日（金）

４　調査等の方法

社会保険労務士に委託して、以下の（１）～（３）の調査及び（４）の助言を行った。（４）に基づき、社会保険労務士とともに（５）のフォローアップを行った。

（１）書類確認・事前質問シート

就業規則、賃金規程、賃金控除に関する協定書等労働者代表との各種協定の内容などにより、基本的な勤務条件を確認した。

その上で、労働者名簿等法律で整備が義務付けられている個々の労働者に係る帳簿や社会保険加入手続書類等を確認し、必要な手続が適切になされているか、必要書類が適切に整備されているかなどを確認した。

さらに、出勤状況や賃金支払状況を確認し、賃金計算、支払が適正に行われているか確認した。

（２）団体管理部門ヒアリング

団体管理部門への面接を行った。

（３）現地調査

施設長・従業員への面接及び職場環境の整備状況の確認を行った。

（４）調査結果のまとめと改善案の提示

上記（１）～（３）の調査結果を各事業者に伝え、必要があればその改善方法の助言を行った。

（５）フォローアップ

改善案に基づく改善計画について、事業者が改善に着手したことを確認した。

5　モニタリングの視点

（１）労働条件に関する事項

就業規則が適正に作成され、労働者に周知されているか。労働条件は労働者に明示されているか。

労働時間が適正に管理されているか。休暇、休日・休憩時間、年次有給休暇が適正に付与されているか。

時間外・休日労働が36協定の範囲内で対応されているか。業務災害への対策が適正に行われているか。

法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）及びその他労働関係に関する書類が適正に整備・保存されているか。賃金の計算・支払が適正に行われているか。

（２）安全衛生に関する事項

安全衛生管理体制が適正に整備されているか。健康診断・ストレスチェックが適正に実施されているか。

衛生管理者等に安全・衛生（メンタルヘルスケア）教育が行われているか。受動喫煙対策が行われているか。

（３）社会保険に関する事項

労働保険・社会保険の加入手続及び申告が適正に行われているか。

（４）下請先への要請

再委託先と適正な金額で契約されているか。再委託先の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、再委託先に要請等が行われているか。

（５）労働環境を更に向上させる取組

休暇取得促進、育児・介護休暇、勤務時間短縮制度等の措置が講じられているか。ハラスメントを予防し、働く意欲を向上させる取組が行われているか。

6　主な指摘事項及び改善内容の概要

主な指摘事項	改善内容
評価項目１：労働条件に関する事項 ・就業規則第 30 条の拘束時間に休憩時間が含まれている。修正すること。	・「拘束時間とは、始業時間から終業時間（休憩時間を除く。）である。」へ修正した。
・正職員と非常勤職員の待遇差の説明がされてない。面談して説明すること。	・待遇差について、一人ひとりの「雇用契約書」をもとに今後各職員との面談時に 待遇差の説明を行っていく。（令和８年７月実施予定）
・給与振込先銀行５行が指定されている。振込先は本人に指定させること。	・給与振込先銀行５行は「推奨」とし、他の希望する銀行に振込先を指定できる旨明文化して案内することとした。

評価項目２：安全衛生に関する事項 ・指摘事項なし	
評価項目３：社会保険に関する事項 ・標準報酬決定通知書と賃金台帳に乖離がある。正確に申告すること。	・サイバー攻撃によるシステムダウンの影響で乖離が生じたが、標準報酬月額の変更の届出をし、給与上の保険料の遡及調整をした。
評価項目４：下請先への要請 ・指摘事項なし	
評価項目５：労働環境を更に向上させる取組 ・年休の付与日数と取得日数がすぐに確認できない。すぐに確認できるようにすること。	・年休の必要項目が確認できるよう、社内システムの復旧を進めている。（令和8年6月末まで）
・障害者法定雇用率が基準を下回っている。基準を上回るようにすること。	・ハローワークミニ面接会に参加した。また、有料の障害者向け求人サイトに掲載したほか、有料の就職相談会にも出展するなどの取り組みを行っている。